

第1章 登録の原則

第1条 本連盟に登録したチーム及び選手は、公益財団法人全日本軟式野球連盟加盟の他のチームには登録できない。

- 1 登録人員は、監督を含め10名以上とする。
- 2 登録は男女を問わない。
- 3 連盟規程第7条第二項の壮年チームの登録については、単独チーム又は混成チームとすることができる。

第2章 異動登録の制限

第2条 前条の規定により、その年度当初に登録をした者は、そのチームが解散するか若しくは勤務先又は居住地に異動があった場合に限り、他のチームへの異動を認める。この場合は、連盟規約第12条に従い、次の手続きにより連盟に届けなければならない。

- 1 抹消登録：勤務先、転居先を記載した書面を添えて届け出る。
- 2 追加登録：選手を追加するときは、所定の事項を記載した書面を添えて届け出る。
- 3 異動証明：1つのチームから他のチームに異動する場合には、前のチームの抹消届書を添えて届け出る。

第3章 異動登録の証明

第3条 前条第1項各号により異動登録の届け出をしたチームは、連盟から異動登録証明を受けるものとする。

第4章 上部登録の基準

第4条 上部登録は次の基準で行う。

- 1 本連盟登録のチームは、それぞれ上部の1部、2部 及び3部に登録する。
- 2 本連盟登録壮年の部のチームは、上部の壮年の部に登録する。

第5章 本規定の改廃

第5条 本規程は、理事の3分の2以上の同意を得て改廃できる。但し、次の総会に報告するものとする。

附則

第6条 本規程は、一部改正し平成29年2月11日から施行する。